

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	津井内原 (津井内原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業経営は、水稻と露地野菜の複合経営が中心である。農地は整備済みであり、耕作放棄田も少ない。一方、担い手は高齢化しており、人数も少ない。中山間地であるため、草刈り等農地の維持管理に労力が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

高齢化による地域の人口および担い手の減少が最も課題である。農作業の省力化を進め、農作業委託を進めていくことも有効と考える。また、地域の後継者作りも検討していくことが必要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
原則、地区内又は近隣地区の農業者に農地の貸借を行っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
令和7年度以降の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を極力活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地区内の農地については、基盤整備が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
他地域からの就農希望者を受け入れる体制を考えていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ、農作業委託を行っている農地はないが、必要に応じて支援サービスを活用していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>① 獣害防止金網柵を集落内で広く設置済みの為、維持管理を進めていく。</p> <p>⑦ 水利組合と連携して、ため池や水路の保全に努める。</p>				